

うかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ 2022年度版

法改正情報 (2022年6月14日掲載版)

このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2022年度版のうかる！社労士 各書籍 及び トミーの社労士合格ゼミ(PDF)の編集後に発生した法改正に関する情報です。

※2月9日版に掲載したものも含めて掲載しています。2月9日版に掲載した改正事項には、その旨を記載してあります。

はじめに/表記について

この PDF ファイル中では、下記の表記を行っています。

【入】： うかる！社労士 入門ゼミ 2022 年度版 を表しています。

【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2022 年度版 を表しています。

【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ(PDF)2022 を表しています。

労働基準法

1. 成年年齢引下げの影響

【改正の概要】

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日から施行されます。労働基準法の「年少者」の CHAPTER に影響する改正になります。

※2月9日版掲載事項

該当箇所 【テ】P99 上の図 、 【ゼ】Vol.1 P161 下の図

改正内容

2022 年4月より、成年年齢が 18 歳に引き下げられます。このことから、【テ】P99 上の図 及び【ゼ】Vol.1 P161 下の図 の中の「未成年者（満 20 歳未満）」の箇所が、「未成年者（満 18 歳未満）」となります。

⇒ 図中の棒グラフも 18 歳のところまでになります。

改正前	改正後
未成年者（満 20 歳未満）	未成年者（満 18 歳未満）

労働安全衛生法

1. 本人同意に係る改正

【改正の概要】

医療保険者から健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合には、第三者提供に係る本人の同意は不要とされました。

該当箇所：【ゼ】 Vol.1 P314

改正内容：

改正前	改正後
事業者は、労働安全衛生法又は労働安全衛生法に基づく命令の規定による措置の実施に関し、～[中略]～及び使用しなければなりません。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。	事業者は、労働安全衛生法又は労働安全衛生法に基づく命令の規定による措置の実施に関し、～[中略]～及び使用しなければなりません。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。 <u>ん(健康保険法等に基づく医療保険者への健康診断に関する記録の写しの提供は、同意不要です)。</u>

※テキスト&問題集には掲載していない事項です。

労働者災害補償保険法

1. 介護(補償)等給付の最低保障額

【改正の概要】

介護(補償)等給付の最低保障額を見直しました。

該当箇所：【入】P103、【テ】P242、【ゼ】Vol.2 P80、81

改正内容：

	改正前	改正後
常時介護	73,090 円	75,290 円
随時介護	36,500 円	37,600 円

2. 特別加入対象者の拡大

【改正の概要】

「あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業」が追加されました。

該当箇所：【テ】P276、【ゼ】Vol.2 P154

改正内容：

追加
「一人親方等の事業」の表内に、「あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業」を追加します。

3. 年金定期報告の改正

【改正の概要】

定期報告を省略できる場合として、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の活用により、「報告書と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができる」と加えました。

該当箇所：【テ】P264 側注＊1

【ゼ】Vol.2 P122 PLUS

改正前	改正後
厚生労働大臣が番号利用法の規定により同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができる	厚生労働大臣が <u>住民基本台帳法の規定により当該報告書と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることがで</u>

ときは、定期報告は不要です。	きるとき若しくは番号利用法の規定により同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、定期報告は不要です。
----------------	--

雇用保険法

1. 暫定措置の延長

【改正の概要】

「令和4年3月31日まで」とされていた下記の暫定措置が、「令和7年3月31日まで」に延長されました。

該当箇所：【テ】P334、P342、P368、【ゼ】Vol.2 P209、P222、P267

改正内容： 下記の暫定措置を、「令和7年3月31日まで」延長しました。

◆所定給付日数

特定理由離職者のうち、【期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立しなかった場合に限り）により離職した者】に限り、令和4年3月31日まで特定受給資格者と同様の所定給付日数

◆地域延長給付

受給資格に係る離職の日が令和4年3月31日以前であること

◆教育訓練支援給付金

一定の教育訓練給付対象者であって、令和4年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始したこと

⇒ 上記の「令和4年3月31日」を「**令和7年3月31日**」に延長

2. 能力開発事業の改正

【改正の概要】

能力開発事業として、職業能力開発促進法の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うことができるものとなりました。

該当箇所 : 【テ】 P382、【ゼ】 Vol.2 P294

改正内容 :

新規追加

政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを側進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

i)～v)略

vi)職業能力開発促進法第10条の3第1項第1号の規定によりキャリアコンサルティング(同法第2条第5項に規定するキャリアコンサルティングをいう。

以下この号において同じ。)の機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと。

3. 国庫負担割合の改正

【改正の概要】

国庫負担の割合を見直しました。

※新たな規定のみ記載しています。

該当箇所 : 【テ】 P384

【ゼ】 Vol.2 P297

国庫は、次のとおり、求職者給付（高年齢求職者給付金を除きます）、雇用継続給付（介護休業給付金に限ります）、育児休業給付並びに職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担します。

	国庫負担の割合
求職者給付 （日雇労働求職者 給付金以外）	イ 求職者給付の支給に支障が生じるおそれがある基準に該当する場合 ⇒費用の4分の1（広域延長給付は3分の1）を負担 ロ イの場合以外 ⇒費用の40分の1（広域延長給付は30分の1）を負担
日雇労働求職者 給付金	イ 上記①のイの場合 ⇒費用の3分の1を負担 ロ 上記①のロの場合 ⇒費用の30分の1を負担
雇用継続給付	費用の8分の1（× 100 分の55 ※）を負担 ※令和4年度から令和6年度までは、100 分の10
育児休業給付	費用の8分の1（× 100 分の55 ※）を負担 ※令和4年度から令和6年度までは、100 分の10
職業訓練受講給付金	費用の2分の1（× 100 分の55）を負担

PLUS

【雇用情勢等に応じた機動的な国庫繰入制度】 ※これは新規追加規定です。

国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保険率が1,000分の15.5以上である場合その他の政令で定める場合に限ります）には、当該会計年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、国庫負担の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができます（法67条の2）。

【国庫負担に関する暫定措置の廃止について】

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和7年4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとされています。

労働保険徴収法

1. 雇用保険率

【改正の概要】

雇用保険率を改正しました。令和4年度は、特例的に、前期（4月～9月）と下期（10月～翌年3月）で異なる雇用保険率となりました。

該当箇所：【入】P158、【テ】P426、【ゼ】Vol.3 P38

改正内容：

◆雇用保険率

次表のように、事業に応じて3段階に区分されています。

事業の種類	令和4年度前期	令和4年度後期
一般の事業	1,000 分の 9.5	1,000 分の 13.5
農林水産の事業 清酒製造の事業	1,000 分の 11.5	1,000 分の 15.5
建設の事業	1,000 分の 12.5	1,000 分の 16.5

◆負担割合

二事業率(就職支援法事業以外の雇用保険二事業に係る率)は、事業主が負担します。残りは折半負担します。労使の負担率は次のとおりです。

事業の種類	令和4年度前期		令和4年度後期	
	事業主負担分 (二事業率)	被保険者 負担分	事業主負担分 (二事業率)	被保険者 負担分
一般の事業	1,000 分の6.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 3	1,000 分の8.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 5
農林水産の事業 清酒製造の事業	1,000 分の7.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 4	1,000 分の9.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 6
建設の事業	1,000 分の8.5 (1,000 分の 4.5)	1,000 分の 4	1,000 分の10.5 (1,000 分の 4.5)	1,000 分の 6

POINT**【負担割合の計算例】**

令和4年度前期の一般の事業の被保険者負担分は(1,000 分の 9.5 - 1,000 分の 3.5) × 2 分の 1 = 1,000 分の 3。

事業主負担分は 1,000 分の 3 + 1,000 分の 3.5 = 1,000 分の 6.5。

PLUS

令和4年度は、年度の前期と後期に分けて一般保険料率が定められ、それが異なることから、概算保険料も前期分と後期分に分けて計算し、それらを合算した額を令和4年度の概算保険料とします。

【令和4年度の概算保険料】

= 令和4年度前期賃金総額の見込額 × 令和4年度前期一般保険料率
+ 令和4年度後期賃金総額の見込額 × 令和4年度後期一般保険料率

2. 第2種特別加入保険料率の追加

【改正の概要】

特別加入の対象になった「あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業」の第2種特別加入保険料率が設定されました(1,000 分の 3)。
そのため、種類数が増えました。

該当箇所 : 【入】P160、【テ】P428、【ゼ】Vol.3 P42

改正内容 :

改正前	改正後
事業又は作業の種類により、23 種類に分類され、最高で 1,000 分の 52、最低で 1,000 分の 3 の間で定められています。	事業又は作業の種類により、 24 種類 に分類され、最高で 1,000 分の 52、最低で 1,000 分の 3 の間で定められています。

3. 特例基準割合

【改正の概要】

令和4年中に適用される延滞金の割合の特例が示されています。健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法などでも同様です。

該当箇所 : 【テ】P456 他、【ゼ】Vol.3 P91 他

改正内容 :

令和4年における延滞税特例基準割合が1.4パーセントとされ、令和4年1月1日以降の延滞金の割合について、特例の規定が適用されることとなりました。

適用される特例の割合は下記のものになります。

延滞税特例基準割合に7.3%の割合を加算した率	8.7%
特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)	2.4%

健康保険法

1. 被扶養者/共同扶養の場合の要件

【改正の概要】

夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定に係る判断基準が更新されました。

※2月9日版掲載事項 追加あり

該当箇所 【テ】P599 下段 ②、【ゼ】Vol.4 P48(ゼミには反映済み)

改正内容 以下に差し替え

- ①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の**年間収入**(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から**今後1年間の収入を見込んだもの**とします。以下、②及び③で同じです)**が多い方の被扶養者**とすることを原則とします。

②夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

③夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えありません。

なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできません。

PLUS

◆夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合は、被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とします。

◆主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。ただし、新たに誕生した子については、あらためて認定手続きを行います。

国民年金法

1. 改定率等

【改正の概要】

令和4年度の改定率は、0.996 とされました。

該当箇所：【テ】P705、706、【ゼ】Vol.4 P183 ～ P187

改正内容：

年金額の改定は、毎年度、改定率を改定することにより行われます。

この改定率は、68歳未満の者(新規裁定者)については、原則として名目手取り賃金変動率を基準として改定し、68歳以上の者(既裁定者)については、物価変動率を基準として改定します。

ただし、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、新規裁定年金、既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率を用いることになります。

令和4年度はこの規定に該当することから、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(実際の率:マイナス0.4%)によって改定されています。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません(マクロ経済スライドの未調整分:マイナス0.3%は翌年度以降に繰り越されます)。

これにより、令和4年度の改定率は、次の計算式により「0.996」とされました。

$$\begin{aligned}\text{令和4年度の改定率} &= \text{令和3年度の改定率} \times \text{名目手取り賃金変動率} \\ &= 1.000 \times 0.996 = 0.996\end{aligned}$$

これを受けて、実際の年金額は次のようになります。

年金等の種類	法定額	令和4年度価額
老齢基礎年金(満額)	780,900 円 × 改定率	777,800 円
障害基礎年金1級	780,900 円 × 改定率 × 125/100	972,250 円
障害基礎年金2級	780,900 円 × 改定率	777,800 円
加算額/第1子・第2子	224,700 円 × 改定率	223,800 円
加算額/ 第3子以降	74,900 円 × 改定率	74,600 円
遺族基礎年金(基本額)	780,900 円 × 改定率	777,800 円
振替加算	「224,700 円×改定率」に生年月日に 応じた一定率を乗じて得た額	223,800 円 ～ 14,995 円

2. 20 歳前傷病による障害基礎年金に係る改正

【改正の概要】

所得状況届の提出期限が変更されました。

該当箇所：【テ】P724 側注*1、【ゼ】P220 上の PLUS

改正内容：

20歳前傷病による障害基礎年金の所得情報の切替月が10月とされたことを踏まえ、所得状況届の提出期限について、7月31日から**9月30日**に変更されました。

改正前	改正後
20歳前の傷病による障害基礎年金及び旧法による母子福祉年金、準母子福祉年金に替わる遺族基礎年金の受給権者についての指定日(厚生労働大臣が指定する日)は、受給権者の誕生日の属する月の末日とされています(ただし、所得状況の届出の指定日は、7月31日)。	20歳前傷病による障害基礎年金に係る所得状況の届出の指定日は、9月30日とされています。

※今回の改正にあわせて、記述をシンプルにしました。

厚生年金保険法

1. 従前額改定率

該当箇所 : 【テ】P870 側注*3

改正内容 :

令和4年度の従前額改定率は、昭和13年4月1日以前に生まれた者については「0.997」、昭和13年4月2日以後に生まれた者については「0.995」とされています。

2. 再評価率の改定

該当箇所 : 【テ】P837、【ゼ】Vol.5 P13

改正内容 :

再評価率の改定は、改定率の改定と同様に、新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準とするのを原則とします。

ただし、令和4年度の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(マイナス0.4%)を用います。

なお、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調

整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

3. 定額単価

該当箇所：【テ】P868、【ゼ】Vol.5 P74

改正内容：

定額部分の計算に用いる定額単価は「1,628 円×改定率」とされていることから、令和4年度の定額単価は「1,628 円× 0.996 ÷ 1,621 円」です。

4. 加給年金額等

該当箇所：【テ】P872 他、【ゼ】Vol.5 P81 他

改正内容：

【加給年金額】

	法定額	令和4年度価額
配偶者	224,700 円 × 改定率	223,800 円
第1子・第2子	224,700 円 × 改定率	223,800 円
第3子以降	74,900 円 × 改定率	74,600 円

【特別加算額】

受給権者の生年月日	法定額	令和4年度価額
昭和9年4月2日 ～昭和15年4月1日	33,200 円×改定率	33,100 円
昭和15年4月2日 ～昭和16年4月1日	66,300 円×改定率	66,000 円
昭和16年4月2日 ～昭和17年4月1日	99,500 円×改定率	99,100 円
昭和17年4月2日 ～昭和18年4月1日	132,600 円×改定率	132,100 円
昭和18年4月2日～	165,800 円×改定率	165,100 円

【その他】

	令和4年度価額
障害厚生年金の最低保障額	777,800 円 × 3/4 ≒ 583,400 円
障害手当金の最低保障額	1,166,800 円
中高齢寡婦加算額	777,800 円 × 3/4 ≒ 583,400 円

社会一般

1. 高齢者医療確保法/後期高齢者負担率

【改正の概要】

令和4年度及び令和5年度の後期高齢者負担率が定められました。

該当箇所 : 【テ】P987、【ゼ】Vol.5 P230

改正内容 :

令和4年度及び令和5年度における後期高齢者負担率は、100 分の 11.72 とされました。

2. 社会保障協定

「社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定(日・フィンランド社会保障協定)」(令和元年9月 23 日署名)の効力発生のための外交上の公文の交換が行われ、令和4年2月1日に効力が生ずることとなりました。

PLUS

日本にとって 21 番目の社会保障協定となります。

ファイルはここまでです。

以下、余白